

報告対象となる施設（厚生労働省関連）

・ 下記用途のうち以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）を、建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定することを予定している。

- ① 当該用途が3階以上の階にある場合
- ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
- ③ 当該用途が地階にある場合

- ・ なお、施行令で指定していない規模であっても、各地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。
- ・ 報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

用途
病院
診療所（患者の収容施設があるもの）
介護老人保健施設
ホテル
旅館
簡易宿所
共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅）
寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム）
助産施設
乳児院
障害児入所施設
助産所
盲導犬訓練施設
救護施設
更生施設
老人デイサービスセンター（宿泊サービス）
老人短期入所施設
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
小規模多機能型居宅介護の事業所
看護小規模多機能型居宅介護の事業所
母子保健施設
障害者支援施設
福祉ホーム

※不特定多数の者が利用するもの、高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを報告対象としている。